

広報広聴会議

日 時 平成 26 年 1 月 17 日 (金) 午前 11 時 30 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 広報部会

(1) 議会だより 159 について

(2) 平成 26 年度議会だよりについて

2 広聴部会

(1) 2 月開催議会報告会について

(2) 平成 26 年度議会報告 & わがまちトークについて

(3) フェイスブックについて

ソーシャルメディア運用方針案 (継続協議)

3 その他

議会報告&わがまちトーク開催要項

(平成25年12月定例会)

趣 旨 参加者から市政等に対する意見を聞くとともに、平成25年12月定例会の報告を行う機会とする。

開催日時・場所

○平成26年2月17日(月) 午後8時00分～9時00分

古世総合センター(古世町)

東本梅町ふれあいセンター(東本梅町)

大葉台2丁目集会所(南つつじヶ丘)

○平成26年2月18日(火) 午後8時00分～9時00分

曾我部町公民館(曾我部町)

旭コミュニティセンター(旭町)

参加対象 開催地区住民を中心とした亀岡市民等

案内方法 「お知らせ版」「京都新聞」「市民新聞」他
開催地区内へチラシ回覧(自治会に協力依頼)
*「議会だより」には開催予告記事を掲載

議員の配置 ・全議員が三会場に分かれて行う
・常任委員会委員・会派が偏らないように配置する

役割分担 ・各会場担当議員で事前に打ち合わせを行い、そのもとで協力し合っ
て準備から片付けまで行う

次 第 別紙のとおり

その他 ・会場の駐車場確保のため、議員は市役所から乗り合わせて移動する
・資機材の運搬、会場設営等全て各会場担当議員のみで行う
・「出席議員紹介」は、氏名、所属常任委員会名のみとする

議会報告&わがまちトーク（ 会場）

開催次第

司会（ ）

- | | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 1 | 開 会 | | 1分 |
| 1 | 開会挨拶 | （ ） | 3分 |
| 1 | 出席議員紹介 | | 2分 |
| 1 | 議会報告 | | |
| | ① 総務文教常任委員会 | （ ） | } 12分 |
| | ② 環境厚生常任委員会 | （ ） | |
| | ③ 産業建設常任委員会 | （ ） | |
| 1 | 意見交換（わがまちトーク） | | 40分 |
| 1 | 閉会挨拶 | （ ） | 2分 |
| 1 | 閉 会 | | |

* 受付担当（ ）

* 写真担当（ ）

* 要約筆記担当（ ）

H26年2月議会報告会 班編成

2月17日

東本梅町ふれあいセンター

大葉台2丁目集会所

古世総合センター

総務文教

会場責任者

山本◇

○田中◆

石野

堤

中村

議長：木曾

監査：中澤

会場責任者

◎吉田◆

並河

西村◇

環境厚生

竹田

苗村◇

◎明田

会場責任者

眞継◆

立花

西口

藤本

○酒井◆

産業建設

湊

◎福井

馬場

小島◇

日高

○菱田◆◇

齊藤

井上

(順不同)

※ ◎委員長 ○副委員長 ◆広聴 ◇広報
 挨拶担当者

2月18日

旭コミュニティセンター

曾我部町公民館

監査：中 澤

総務文教

山 本◇

○田 中◆

石 野

並 河

環境厚生

竹 田

苗 村◇

◎明 田

会場責任者

眞 継◆

産業建設

湊

◎福 井

井 上

齊 藤

議長：木 曾

堤

中 村

会場責任者

◎吉 田◆

西 村

西 口

立 花

○酒 井◆

藤 本

馬 場

小 島◇

日 高

○菱 田◆◇

(順不同)

※ ◎委員長 ○副委員長 ◆広聴 ◇広報

挨拶担当者

亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針

亀岡市議会は、市民の福祉向上を目指すために、市民が何を求め、何を考えているのかを市民と更に共有したいと考えています。

そのためには、市民に市議会を身近に感じてもらい、市民の役に立つ機関として関心を高めていただかなければなりません。

しかし昨今、ライフスタイルや情報伝達経路の多様化により、従来の手法のみでは市民に情報が行き届かなくなっているのが現状です。

そこで市議会は、多様化する情報伝達経路に対応すべく、従来の手法に加えて新たな手法を考えていく必要を認識しました。

その手法の一つとして、近年有力な媒体の一つとなっているソーシャルメディアを取り上げ、新たな情報発信の手段にしようとの結論に達しました。

このソーシャルメディアは、新たな情報発信の手段として利用できるだけでなく、市民からの情報提供や提案を受け取ることもできることから、情報の双方向性も確保できるものです。その特性を活かし、市民との情報共有も進められると期待しています。

しかし、新しい媒体であるが故に、様々な問題に直面する可能性もあります。その危険性をしっかり認識し、管理するために、また市民との情報共有を有効で有用なものにするために、運用方針を策定します。

1. 目的

亀岡市議会は、市民に積極的な情報公開を行い、説明責任を果たすことはもちろんのこと、市民との意見交換を通じて、市長や議員同士の対論を行うことを活動原則としています。その目的は、市民との協働による市民福祉の向上にあります。

そこで、市議会は、市民と市議会が情報を共有すると共に、市民と課題に対する意見を交換し、市民と共に課題のよりよい解決に向けて活動することを目的としてソーシャルメディアを活用します。

2. 当指針における用語定義

(1) ソーシャルメディア

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やブログに代表される、ユーザー

による情報発信と情報共有によるコミュニケーションを特徴とする、インターネット上のサービスを定義します。

(2) インタラクティブ

情報の送り手、受け手が固定されず、その双方がインターネットを介して情報を発信し、コミュニケーションを図れること。ここでは、市議会と市民とのコミュニケーションと市民同士のコミュニケーションの2種類を定義します。

3. 活用方針

インタラクティブ性を利用した市民との情報共有を目指して

(1) ソーシャルメディアの位置付け

市議会だより、市議会ウェブサイト、回覧用資料などと同様に、市議会が市民と情報を共有するための手段の1つとしてソーシャルメディアを位置付けます。

それぞれの特性を考慮した上で、発信する手段を選択するようにします。

(2) より多くの市民と情報を共有するために

市議会は、発信する情報がより多くの市民に共有されることを目指します。そのために、市民に対する一方向な情報提供になるのではなく、情報について市民それぞれが関心を持ち、市民同士で共有しやすくするように心がけます。

特に、発信する情報の選択については、市議会として重要と考える情報のほか、市民が知りたいと思っている情報の発信に努めます。

(3) インタラクティブ性の活用

市議会は、発信する情報に対して市民が意見を付加して共有し、議会と市民の間で活発な議論ができればと考えています。

また、ソーシャルメディアを通して市議会に寄せられるご意見への対応については、必ずしも市議会から回答すること、また市議会での意思決定に反映させることはお約束できません。しかし、いただいたご意見は市議会及び議員で共有し、議会での議論に積極的に活用させていただきます。そしてその議論の内容を、再び市民に対して発信します。

有用な手段を継続的に利用するために

(4) 良識のある発信

“亀岡市議会”として発信することを自覚して、地方自治法、地方公務員法及び公職選挙法その他の法令等を順守することはもとより、社会的な常識やマナーに則った情報発信を心がけます。また、発信した情報により、他者に不利益や誤解を与える等の結果が生じた場合、その事実を率直に認め早急に訂正するなど、誠実に対応します。

(5) 生産性の担保

亀岡市議会は、目的を達成する手段として、人的資源を投下しソーシャルメディアを活用します。このことから、投下する人的資源に対して、それに見合うかそれ以上の効果を得ること、つまり生産性の担保と向上に努めます。

生産性を向上させるには、ソーシャルメディアの活用から得られる効果を向上させることと、投下する人的資源の最適化が求められます。

ソーシャルメディアの活用効果を向上させるため、絶えず変化するメディアの特性や、使い方、表現方法などの手法について研究を重ね、適宜運用の改善、見直しを行います。

また、今後、新たに登場するメディアや普及動向についても積極的に研究し、有用と認められるメディアは採用します。但し、投下する人的資源の最適化のため、無用に多くの手段を同時利用することは避けるとともに、既に利用している手段についても適宜継続・撤退の判断を行うなど、生産性を重視した手段を複合的に活用していくことにします。